

## 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要

### 1 条例改正の背景

障害福祉サービスの事業等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」等に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。

この度，令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い，「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」等が一部改正されます（令和 3 年 4 月 1 日施行予定）。

この改正に伴い，下記 2 に記載の「松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 60 号）」等，計 7 件の条例について，厚生労働省令の改正内容に沿って，改正するものです。

なお，以下には改正内容を全て記載していますので，法令に従わなければならないとされている「従うべき基準」の項目も含まれています。

### 2 改正する条例

- (1) 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 60 号）
- (2) 松山市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 61 号）
- (3) 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 62 号）
- (4) 松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 63 号）
- (5) 松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 64 号）
- (6) 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 65 号）
- (7) 松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 34 号）

### 3 条例改正の内容

- (1) 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
  - ① 全サービス関係
    - (-) 利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに，従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。

- (二) 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を義務付けるものとする。
- (三) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けるものとする。
- (四) 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
- (五) 適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。
- (六) 利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。
- ② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援関係・サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。
- ③ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係（以下「療養介護等関係」といいます。）
- ・療養介護計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。
- ④ 生活介護、自立訓練、就労継続支援B型関係（以下「生活介護等関係」といいます。）
- ・通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。
- ⑤ 就労移行支援関係
- ・就労支援員の常勤要件を廃止する。
  - ・通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないものとする。

⑥ 就労継続支援A型関係

- ・厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。
- ・④生活介護等関係と同様。

⑦ 就労定着支援関係

- ・利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とする。

⑧ 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，共生型居宅介護，共生型重度訪問介護，療養介護，生活介護，共生型生活介護，短期入所，共生型短期入所，重度障害者等包括支援，自立訓練，共生型自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，基準該当就労継続支援B型，共同生活援助，特定基準該当障害福祉サービス関係（以下「居宅介護等関係」といいます。）

- ・身体拘束等の適正化のため，その対策を検討する委員会の開催や，指針の整備，研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

⑨ その他

- ・共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について，現在，令和3年3月31日までとされているところ，令和6年3月31日までに延長する。

(2) 松山市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

① 施設全般関係

- (一) (1)①全サービス関係及び⑧居宅介護等関係と同様。
- (二) 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議について，感染防止や多職種連携の促進の観点から，テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

② 就労移行支援関係

- (1)⑤就労移行支援関係と同様。

③ 就労継続支援B型関係

- (1)④生活介護等関係と同様。

(3) 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

① 一般原則関係

- (1)①全サービス関係(一)から(五)までと同様。

- ② 生活介護，自立訓練，就労継続支援 B 型関係
  - (1) ④生活介護等関係と同様。
  
- ③ 就労移行支援関係
  - (1) ⑤就労移行支援関係と同様。
  
- ④ 療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援 A 型，就労継続支援 B 型関係
  - (1) ③療養介護等関係及び⑧居宅介護等関係と同様。
  
- ⑤ 就労継続支援 A 型関係
  - (1) ⑥就労継続支援 A 型関係と同様。
  
- (4) 松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
  - (1) ①全サービス関係(一)から(五)までと同様。
  
- (5) 松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
  - (1) ①全サービス関係(一)から(五)までと同様。
  
- (6) 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - ① 施設全般関係
    - (1) ①全サービス関係(一)から(五)まで及び⑧居宅介護等関係並びに (2) ①施設全般関係(二)と同様。
  
  - ② 就労移行支援関係
    - (1) ⑤就労移行支援関係と同様。
  
  - ③ 就労継続支援 B 型，経過的指定障害者支援施設等における就労継続支援 A 型，就労継続支援 B 型関係
    - (1) ④生活介護等関係と同様。
  
- (7) 松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
  - ① 一般原則関係
    - (1) ①全サービス関係と同様。
  
  - ② 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）における児童発達支援，基準該当児童発達支援，放課後等デイサービス，基準該当放課後等デ

## イ サービス関係

- ・従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。
- ・医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、(i) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合、  
(ii) 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。
- ・看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとする。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

### ③ 児童発達支援センターにおける児童発達支援関係

- ・医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、(i) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、医療的ケアを行わせる場合、(ii) 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。
- ・看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の総数に含められるものとする。ただし、新たに、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

### ④ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援関係

- ・児童発達支援計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

### ⑤ 児童発達支援、共生型児童発達支援、基準該当児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援関係

- (1) ⑧居宅介護等関係と同様。

## (8) 経過措置

- ① 虐待防止等のための対応 ((1)①全サービス関係(一)及びこれと同様の項目に限る。) 及び身体拘束等の適正化に係る対応 ((1)⑧居宅介護等関係及びこれと同様の項目に限る。) については、1年間の経過措置を設けるものとする。

② 感染症への対応（(1)①全サービス関係(二)及び(三)並びにこれらと同様の項目に限る。）については、3年間の経過措置を設けるものとする。

③ 現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者並びに現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者については、令和5年3月31日までの間は、児童指導員又は保育士の合計数に障害福祉サービス経験者を含められるものとする。

④ 現に指定を受けている福祉型児童発達支援センターの児童指導員及び保育士の総数の要件については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする。

(9) その他

所要の規定の整備を行う。

**3 施行期日**

令和3年4月1日（予定）

**4 その他**

- ・ 今回の条例の一部改正は、省令の基準どおりの内容とします。
- ・ 厚生労働省令は改正予定のものであり、現時点で国から示されている内容を基にして、市民意見公募手続を行っています。